

死亡届

に関連するおもな手続き

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります。

受付窓口欄に ☐ マークのあるものは、枠内に記載されている支所・行政センター等でも受付しています。

亡くなられた方があてはまるものについてご確認ください	手続き	該当	必要なもの	受付窓口	受付・手続済
----------------------------	-----	----	-------	------	--------

亡くなられた方の受給資格・給付サービスに関すること

保 険	国民健康保険に加入していた	・国民健康保険証または資格確認書の返却 ・各種認定証の返却	☐	・国民健康保険証または資格確認書 ・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証など	防災庁舎2階 9番窓口 国民健康保険課 阿寒湖温泉支所 行政センター市民課	
		→高額な医療費の支払いをしていた場合	☐	・医療を受けた方の領収書 ・世帯主または相続人の口座番号がわかるもの		
		→葬祭を行った場合	☐	・葬祭を行った方(喪主または施主)がわかるもの ・葬儀を行った方(喪主または施主)の口座番号がわかるもの		
	75歳以上 または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入していた	・後期高齢者医療保険証または資格確認書の返却 ・各種認定証の返却	☐	・後期高齢者医療保険証または資格確認書 ・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証など	防災庁舎2階 11番窓口 医療年金課 阿寒湖温泉支所 行政センター市民課	
		→高額な医療費の支払いをしていた場合	☐	・世帯主または相続人の口座番号がわかるもの		
		→葬祭を行った場合	☐	・葬祭を行った方(喪主または施主)がわかるもの ・葬儀を行った方(喪主または施主)の口座番号がわかるもの		
年 金	年金を受給していた	日本年金機構に確認し、必要な手続きをご案内します	☐	※ 受付窓口でご相談ください	防災庁舎2階 10番窓口 医療年金課 阿寒湖温泉支所 行政センター市民課	

介 護	介護保険証を持っていた	・介護保険証の返却	☐	・介護保険証	防災庁舎3階 24番窓口 介護高齢課 行政センター保健福祉課	
-----	-------------	-----------	--------------------------	--------	--	--

障がい	障がいの手帳を持っていた	・手帳の返却と死亡の届出	☐	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・窓口に来た方の認印	防災庁舎3階 23番窓口 障がい福祉課 行政センター保健福祉課	
	→障がいにに関する給付金を受けていた	・障がいにに関するサービスや給付金終了の相談	☐	※ 受付窓口でご相談ください		
	→重度心身障がい者の医療費受給資格を持っていた	・受給資格喪失の届出	☐	(お持ちの方) ・重度心身障がい者医療費受給者証	防災庁舎2階 11番窓口 医療年金課 阿寒湖温泉支所 行政センター市民課	

こども	児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給していた	状況により手続きが異なりますので、受付窓口でお早めにご相談ください	☐	※ 受付窓口でご相談ください	防災庁舎2階 12番窓口 こども支援課 行政センター保健福祉課	
	子ども医療費受給者証を持っていた	・受給資格喪失の届出	☐	・子ども医療費受給者証	防災庁舎2階 11番窓口 医療年金課 阿寒湖温泉支所 行政センター市民課	
	ひとり親家庭等医療費受給者証を持っていた	・受給資格喪失の届出	☐	・ひとり親医療費受給者証		

亡くなられた方の資産や税・料金に関すること

税・料金	原動機付自転車・小型特殊自動車を所有していた	・軽自動車税の申告(名義変更・廃車)	☐	※ 受付窓口でご相談ください	本庁舎1階 1番窓口 市民税課 行政センター市民課	
	市・道民税がかかっていた	・相続人代表者の届出 ・市・道民税の申告 (特に要介護認定者は、障害者控除の対象となる可能性があります)	☐			
	釧路市に土地・家屋などの固定資産を所有していた	・現所有者申告書の届出 (相続人を代表して固定資産税の納税通知の受領、納税をする方)	☐	※ 受付窓口でご相談ください	本庁舎1階 3番窓口 資産税課 行政センター市民課	
		→未登記家屋を相続する場合 ※ 登記物件については裏面の相続覧をご確認ください	☐			
	税・保険料の納付に関する相談	・口座振替の届出(新規・変更・解約) ・納付相談	☐	(口座振替の届出をされる方) ・預金通帳 ・通帳の届出印	本庁舎1階 4番窓口 納税課 口座振替の届出のみ 行政センター市民課	
	上下水道の使用をやめる場合	・使用中止の届出	☐	電話で手続きできます	上下水道料金お客様サービスセンター 0154-43-2161 行政センター阿寒・音別上下水道課	
		→上下水道の使用者名義を変更する場合	☐			

その他	市営住宅を故人の名義で借りていた	・名義人死亡、退去 または入居承継手続き(名義変更)	☐	※ 受付窓口でご相談ください	本庁舎5階 一般財団法人 釧路市住宅公社 0154-31-4563 行政センター阿寒・音別建設課	
	故人が市営住宅に同居していた	・同居者異動届出	☐	※ 受付窓口でご相談ください		
	故人が犬を飼っていた	・犬の登録事項変更届	☐	※ 受付窓口でご相談ください	本庁舎1階 5番窓口 環境保全課 阿寒湖温泉支所 行政センター市民課	
	市営墓地にお墓があり、納骨を希望する場合	・納骨の手続き	☐		・釧路地区 本庁舎1階 5番窓口 環境保全課 ・阿寒地区、音別地区 行政センター市民課	
	故人が市営墓地の使用許可を受けていた	・使用者変更手続き	☐			

ご家族に関する届出・申請

住 所 籍	世帯主が亡くなって、残る世帯員が二人以上の場合	・世帯主変更届出	☐		防災庁舎2階 3番窓口 戸籍住民課 鳥取支所、阿寒湖温泉支所 行政センター市民課	
保 険 年 金	国民健康保険に加入していて世帯主が変わる場合	・資格確認書または資格情報のお知らせの交付 ・各種認定証の交付	☐	・国民健康保険証または資格確認書 ・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証など	防災庁舎2階 9番窓口 国民健康保険課 阿寒湖温泉支所 行政センター市民課	

保 險 年 金	健康保険の扶養から外れる場合					
	→国民健康保険に加入する方	・資格確認書または資格情報のお知らせの交付 ・各種認定証の交付 ※ 資格喪失日より14日以内に手続きしてください	□	・加入していた健康保険の資格喪失証明書	防災庁舎2階 9番窓口 国民健康保険課	阿寒湖温泉支所 行政センター市民課
	→国民年金に加入する方	・国民年金の加入（20歳～59歳までの配偶者） ※ 資格喪失日より14日以内に手続きしてください	□		防災庁舎2階 10番窓口 医療年金課	阿寒湖温泉支所 行政センター市民課
受けられる年金給付の確認と相談		日本年金機構に確認し、必要な手続きをご案内します	□	※ 受付窓口でご相談ください	防災庁舎2階 11番窓口 医療年金課	阿寒湖温泉支所 行政センター市民課
こ ど も	お子さまに関して受けられる手当・助成等の確認、相談	・子ども医療費助成 ・ひとり親家庭等医療費助成 ・重度心身障がい者医療費助成	□	※ ご家庭の状況により利用できる制度や必要なものが異なりますのでご相談ください	防災庁舎2階 12番窓口 こども支援課	阿寒湖温泉支所 行政センター市民課
		・児童手当 ・児童扶養手当 ・特別児童扶養手当	□		行政センター保健福祉課	
相 続	亡くなられた方が不動産(土地、建物等)を所有している場合		・相続登記をする必要があります。詳しくは法務局におたずねください (窓口対応時間:12月29日～1月3日及び土日祝日を除く9時～17時の間) ※ 法定相続情報一覧図が必要な場合についても法務局におたずねください			詳細はこちら↓ 
				釧路地方法務局 登記部門 0154-31-5021		



釧路市役所

住 所:釧路市黒金町7丁目5番地
電話番号:0154-23-5151(代表)



本庁舎及び防災庁舎 周辺図



- 下記に記載してある支所及び行政センターでも対応可能な手続きがあります。
- ・ 対応可能な手続きは、内側の表でご確認ください。
- ・ 阿寒湖温泉支所では、受付窓口欄に記載がなくても受付できる場合がありますので、窓口でご確認ください。

鳥取支所
釧路市住之江町6番25号



阿寒町行政センター
釧路市阿寒町中央1丁目4番1号



阿寒湖温泉支所
釧路市阿寒町阿寒湖温泉2丁目6番20号



音別町行政センター
釧路市音別町中園1丁目134番地



音別町行政センター(保健福祉課)
釧路市音別町中園2丁目119番地1



開庁時間 あさ 8 時 50 分～夕方 5 時 20 分
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

釧路市ホームページ <https://www.city.kushiro.lg.jp/index.html>



亡くなられた方の氏名等を記入ください。

カナ		生年月日	来庁された方とのご関係
氏名		大・昭 平・令 年 月 日	配偶者 子() 兄 姉 弟 妹 その他()

ご遺族の方へ

死亡届

死亡の事実を知った日から7日以内に
届出してください。



火葬許可証をお渡しします。

- ・ 火葬許可証は、火葬場に必ずお持ちください。
- ・ 火葬許可証は、火葬後ご遺族に返却されます。
- 納骨するときに必要な書類ですので、大切に保管してください。

- 死亡届の届出人は、
 - 1、親族(6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族)
 - 2、同居者
 - 3、家主、地主、家屋もしくは土地の管理人となっています。
- 窓口に来られる方は、町内会の役員など使者でも構いません。
- 届出に必要なもの
 - ・ 死亡届と死亡診断書(届書は、病院に備え付けてあります。死亡届の右半分が死亡診断書になっています。)
 - ・ 火葬場使用料

※ 亡くなられた方の死亡時の住所によります。詳しくはお問い合わせください。

関連する手続きは内側にあります。

必要書類がそろわないときは、
後日改めてご来庁いただく場合があります。

手続きチェックシート

おくやみ

忘れずにお持ちください

来庁される方の本人確認書類

手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認の書類の提示をお願いいたします。

1点で
本人確認
できるもの

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を
証明できるもの、免許証、資格証>



運転免許証



マイナンバーカード

そのほか

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、資格証など

確認に
2点が
必要なもの

- ・健康保険証または資格確認書
- ・年金手帳
- ・顔写真付きの社員証
- ・介護保険証
- ・学生証 等

※ 年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが
引き続き本人確認書類としてご利用いただけます。

代理人の人が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー(個人番号)をご提示いただきます。